

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和7年7月2日

議 会 運 営 委 員 会

速 報 版

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午前9時57分開会

○工藤てつや委員長 皆さんおはようございます。

これより議会運営委員会を開会いたします。

————— ◇ —————

○工藤てつや委員長 まず初めに、記録署名員の指名をさせていただきます。

ぬかが委員、へんみ委員、よろしくお願いいたします。

————— ◇ —————

○工藤てつや委員長 次に、区長より発言を求められておりますので、これを許します。

○区長 6月30日開催の総務委員会の説明資料、補正予算の審査資料の中に見積りを根拠としない数値の誤りの記載がございました。このことは、予算の審査に当たりまして、金額の誤りというのは、議会に対しましての信用失墜行為にもなります。昨日、全部長級職員を集めて、実際に起こったことの内容の周知と、実際どういう査定が各所管で行われているかの確認を行いました。

教育長からも、見積りを取らない予算の組立であってはならないし、そういうことがまかり通っているという事実は信じられないという庁内からも厳しい指摘が上がっております。

若手の管理職が増えている昨今、一つ一つ丁寧に数字を詰めていくことを、改めて、厳しく庁内に徹底してまいりたいと思います。

まず、部長級の査定があり、そして、財政の査定があり、副区長査定があり、私の査定がありということです。それぞれの段階の査定で、何をチェックしていくのかという

ことを具体的に定めながら二度とこういうことが起きませんように再発防止に努めてまいります。

改めて、心から私からもおわびを申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

○勝田副区長 私から本件の具体的な経過等について御説明をさせていただきます。

6月30日に開催されました総務委員会で、第60号議案 令和7年度一般会計補正予算（第4号）に関する審査の中で、伊藤委員から、デフリンピックの機運醸成を目的とした商店街掲示用のフラッグの作成経費に係る1枚当たり3万円の費用が従来提出のありました案件、千住地区400年商店街フラッグ1枚当たり1万円と比較して、高額ではないかとの御質問を受けました。

委員会中、担当課長からは、設置及び撤去費用を含めるため高額であると答弁をいたしましたが、委員会終了後、改めて担当の部課長に確認したところ、補正予算（案）概要に記載をいたしましたフラッグ1枚当たりの費用につきましては、本来徴収すべき見積りを取らず、他所管で徴収しました見積り金額を基に計上しようとしたことが、参照資料と正しく突合せずに計上したため、伊藤委員御指摘のとおり、従前のものより高額な金額で計上してしまいました。大変申し訳ございませんでした。

また、同じく総務委員会の質疑の中で、執行機関の報告資料と説明に関し、区議会側への説明責任を果たす性に欠けるとの御指摘を受けるような報告資料と答弁がありました。この点につきましても、改めて指導いたしまして、信頼回復に努めてまいります。

この度は大変申し訳ございませんでした。

○工藤てつや委員長 先ほど区長からお話がありましたけれども、今回の件については、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

執行機関に対して、不信感を招くような事例だったというふうに私も認識しております。

今後は、こういったことがないように、調査もしっかりと行っていただき、全庁挙げて再発防止に努めていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○工藤てつや委員長 次に、次回議会運営委員会の招集日についてを議題といたします。

こちらについては、7月10日木曜日、午前10時となりますので、よろしくお願ひいたします。

○工藤てつや委員長 次に、議事日程第4号についてを議題といたします。

○区議会事務局長 資料1ページを御覧ください。

令和7年第2回足立区議会定例会議事日程第4号の案を説明いたします。

7月2日午後1時開議分でございます。

開会后、事務局長朗読の諸報告を受けていただきます。

次に、日程第1から日程第3までを一括議題とし、令和7年度各会計補正予算3議案、総務委員会付託分を第60号議案及び第61号議案について、29番はたの昭彦議員の第60号議案の賛成討論、第61号議案の反対討論の後、2回に分けて議決していただきます。

初めに、第60号議案及び第62号議案について、簡易採決により議決していただきます。

次に、第61号議案について、起立採決により議決していただきます。反対は共産党、土屋のりこ議員です。

次に、日程第4から第14までを一括議題とし、議案11件、総務委員会付託分を簡易採決により議決していただきます。

以上でございます。

○工藤てつや委員長 御了承願ひます。

○工藤てつや委員長 次に、第2回足立区議会定例会の会議日程についてを議題といたします。

○区議会事務局長 資料の2ページを御覧ください。変更点がございます。

7月10日木曜日の午後1時30分から議会基本条例制定特別委員会を開催とさせていただきます。

変更点は以上でございます。

○工藤てつや委員長 御了承願ひます。

執行機関の退席を認めます。

[執行機関退場]

○工藤てつや委員長 次に、陳情の審査に移ります。

(1) 受理番号6 政党機関紙も庁内取締規則を守り、許可のない勧誘・配達・集金は認めないように足立区議会として、足立区に改善することを求める陳情を単独議題といたします。

新規付託でありますので、事務局からの説明を求めます。

○区議会事務局長 資料の4ページを御覧ください。

陳情の要旨、3点でございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

1 点目が政党機関紙の勧誘行為について、
庁内取締り責任者の許可が必要であることを
明確にして、足立区議会から足立区に改善を
求めてほしいということが1点。

もう1点が政党機関紙を庁内で勧誘をする
場合、庁内取締規則を遵守するように努めて
くださいというのが1点。

もう1点が政党機関紙の勧誘行為に伴う心
理的圧迫の有無に関する職員アンケートを実
施するよう、足立区に求めてくださいという
のが3点でございます。

資料の4 ページの後段には、足立区庁内取
締規則の抜粋を掲載させていただいておりま
す。

第6条で、1号から5号に該当するときに
許可を受けなければならないという規定にな
ってございます。

5 ページを御覧ください。

事務局で確認したところ政党機関紙の勧誘
に関して、具体的に取り扱っている区が2区、
杉並区と港区、港区は後で説明させていただきます。

まず杉並区でございますが、そこに記載の
とおり、配達・集金についての許可申請は提
出されていて、許可をしていると。一方、勧
誘については、許可が提出されていないと、許
可をしていないということでございます。

3 番の後段の方、各区の状況で、同様の陳
情が出されて採択している区が3区ございま
す。港区、目黒区、板橋区で、その中の港区
は、記載のとおり、この4月1日から庁舎内
における政党機関紙の勧誘・配達・集金を禁
止としてございます。また、目黒区は、令和
6年3月に一度採択していますが、その後、
同様の陳情が出て、つい先日、令和7年6月
30日にまた再び採択をしているところでござ
います。

不採択は、品川区で1件、全会一致で不採
択でございます。

私から説明は以上でございます。

○工藤てつや委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑ありませんか。

○伊藤のぶゆき委員 まず、この庁内取締規則
の(2)におけるこの庁内においての物品販
売とかと書いてあるのですけれども、いろい
ろな種類があると思うのですけれども、ちょ
っとイメージが湧かないので、具体的に今ど
ういったものがこういった申請が出されて、
方々がこういう販売や勧誘しているという、
何か職種というか、あれがあれば何点か教え
てもらいたいのですけれども。

○庁舎管理課長 庁内取締規則というのがござ
いますけれども、これまで庁舎管理課の方と
しましては、許可申請が出てきたことがござ
いません。

○伊藤のぶゆき委員 許可申請・・・どうい
うことですか。

○施設営繕部長 失礼しました。うちの方の許
可とか売っているものの部類として見れ
ば、ヤクルトの販売ですとか、委員の皆様方
も御覧になっているかと思うのですけれども、
出入りでよくあるのが保険屋さんですとか、
そういった類い。あるいは、あとは、出入り
で売っているというのは、お弁当屋さん。そ
れから御案内のとおり自動販売機で目的外使
用という許可を出して、うちの庁内の庁舎を
使うと。この自動販売機も、その補充にやは
りその会社の方が来て、缶の飲料水を入れ
たり、その辺の類いのがほとんど庁舎の中
での販売というのではないのですけれども、い
わゆるこれに該当するような部類のものがあ
るというふうなところでございます。失礼し
ました。

○伊藤のぶゆき委員 ちょっと1点だけ確認な

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

のですけれども、庁舎管理課長が今答弁したのは、今言った施設営繕部長が言っているような保険の営業とか例えばヤクルトの方とかが来ているのも今は許可は出していないということでもいいのですか。

○施設営繕部長 ほかに例えば保険の方は、総務の方で出しているというのがございます。ただ、何かしらその許可を出しているところは、保険と自動販売機の二つが許可を出しています。自動販売機は人がいないので、施設の目的外使用という許可ですか、それを出しているというところですか。失礼しました。

○伊藤のぶゆき委員 もう1点だけ確認です。自動販売機は置いてあるので許可しているものだから分かるのですけれども、例えば保険の今の話になってくると、保険屋さんは、基本的には全保険屋さんが同じように平等に許可が出ているというか、要するに勧誘に入ってきているということでもいいのですよね。この保険屋さんは入れるけれども、この保険屋さんは入れないということはないということでもいいですか。

○人事課長 職員の福利厚生の一環で、今、伊藤委員おっしゃられた保険会社であるとか、近くのレストランがメニューを配りたいとかという形でチラシを配りたいという話がありますので、その際につきましては、人事課の方で帳簿を付けて受付を行っております。これは、12時から12時45分という時間を決めさせていただいた上で、必要な事項を書いてもらって、我々の方でバッチをお配りして、それを付けてもらっている方が職員に対して、チラシを配ったりということはおしております。

○伊藤のぶゆき委員 もう1点だけ。この政党機関紙ということなのですから、足立区として、この政党機関紙の定義というか、こ

ういったものが政党機関紙だというのは、规则的に決まっているのですか。

○区議会事務局次長 ルールとして決まっているということは明確にはないと思いますが、政党機関紙ということだと、政党が発行している新聞とか、機関紙を指すのではないかと考えております。

○伊藤のぶゆき委員 それは、社会的に大体こういうものがこういったものですみたいなルールの中で、暗黙の了解みたいな形で政党機関紙というものが、今、足立区の中で定められているという考え方でいいのですかね。例えば新聞だろうと要するにチラシだろうと、明確に何とか党とかと入っていないものも多分あるわけではないですか。そうすると政党機関紙の定義がよく分からない。

○区議会事務局次長 明確に足立区として、政党機関紙というものを定義しているということはないかと思いますが。

○工藤てつや委員長 定義がない。なるほど。

○伊藤のぶゆき委員 足立区として、政党機関紙として定義しているものがないとなると、この陳情の政党機関紙というところは、何の議論をしていけば私たちはいいのか・・・根本が定められていない中で、何を議論すべきなのかな。

○区議会事務局次長 それについては、そういうことであれば今後ちょっと調べさせていただいて、次回などにこちらでお答えさせていただければと思います。

○伊藤のぶゆき委員 分かりました。

○工藤てつや委員長 よろしいですか。

○たがた直昭委員 ちょっと確認なのですから、陳情の要旨の1番なのですから、庁舎内において、物品販売や勧誘等の行為をする場合は、責任者の許可を得る必要があります、機関紙も同様に許可が必要であることを明確

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

にして、改善を求めてくださいということなのですけれども、この辺の明確という部分はどういうふうに捉えれば・・・これは明確にされていないということです。

○区議会事務局次長 陳情の出された提出者から記載されていることですので、事務局としては、ここに記載されている内容で御判断いただきたいと思います。

○たがた直昭委員 ということは、この方の捉え方は明確にしていないというふうに捉えるけれども、事務局としては明確にしていると捉えていいのですか。

○区議会事務局次長 明確にしているとも、していないとも事務局として判断しているということではなく、陳情者の方がこのように陳情出されていますので、その上で御判断いただきたいということでございます。

○たがた直昭委員 分かりました。捉え方だと思います。

あと、その下の下の3番なのですけれども、★★で、心理的圧力の業務に関する職員アンケートを実施、許可の判断材料にということなのですけれども、ある程度この辺パワハラとかいろいろな問題がありまして、区としても様々なこの政党機関紙うんぬんではなくて、アンケートを取っているかと思うのですけれども、こういう部分のアンケートというのは可能なのですか、取ることは。

○総務部長 個人が特定されたり身上とかにまつわるようなもののアンケートというのは、非常に難しいとは考えておりますが、そういったパワハラがあったとか、そういった心理的な圧迫を感じているかというようなことというのは、一定のアンケート、いろいろな配慮をした上でだと思っておりますが、アンケートを取ることは可能かと思っております。

○工藤てつや委員長 よろしいですか。

○長井まさのり委員 政党機関紙の定義ということについては、先ほど伊藤委員の方からありましたけれども、一般的でいうこの政党機関紙、当区について、勧誘の実態というのは、何かつかんでいらっしゃるのか。また、この陳情の要旨にもありますけれども、そうした中で、心理的圧迫の圧力の有無ということについては、何か区として認識していることはあるのでしょうか。

○総務部長 かつて、厳しく購読を迫られたことがあるという経験がある方というのは、私お話は聞いたことがございますが、現時点で、例えば私が総務部長になってから、こういった強い勧誘とか、あるいは心理的な圧迫を受けたことがあるというような職員の声は、ここ5年ぐらいでは聞いたことはないかなというふうに認識しております。全員に聞いたわけではないですが、ポジション柄、そういった話を職員とすることは正直ございます。

そういう中では、厳しく何か迫られたとか、それで困ったというようなことは、近々ではないというふうに認識しております。また、コンプライアンスですとか、そういったところにも、不当な要求があって、非常に困っているというような相談というのは、確認をいたしましたけれども、今のところはないというふうに認識しております。

○長井まさのり委員 分かりました。

採択している3区、港区、目黒区、板橋区、職員アンケートを実施した上で、当然採択をして、庁舎管理規則を改正している状況なのですけれども、職員アンケートを実施したことによって、ここで言う政党機関紙の勧誘行為というのは、この3区についてはどうだったのでしょうか。あったのかどうか。また、心理的圧力の有無についてはどうだったのか。何かつかんでいらっしゃいますか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○区議会事務局次長 港区につきましては、配布や集金の事実があったことは確認をしておりますが、勧誘があったかどうかまでは把握はしておりません。

そのほかの目黒区については、こちらは、賛成多数により採択されていますけれども、現時点で実態調査は行われていないということです。実態については把握されておりません。

板橋区につきましては、6月23日に採択をされたのみですので、その後の動きはまだございません。

○長井まさのり委員 分かりました。

この品川区1区が不採択ということですが、全会一致により不採択と記載ありますけれども、この不採択とした理由については、どんなことがあったか分かっていらっしゃるでしょうか。

○区議会事務局長 品川区のこの議論は、やはり強く心理的圧迫、パワハラみたいなそういう行為があったかという議論を品川区はしております。職員は、そういうことを受けていないというお話がございましたので、そういう圧迫を受けていなければ、この陳情のとおりにする必要もないということで、全会一致で不採択となつてございます。経緯はそういう経緯でございます。

○長井まさのり委員 ごめんなさい。1点だけ。

このアンケート、記載がありますけれども、今後アンケートの実施ということについては、区として、再度ちょっと確認ですけれども、そういう考えについてはどうなのでしょう。

○総務部長 正直なかなか難しいアンケートだというふうに考えておりますが、配慮しながらやることは可能かと思いますが、先ほど私が申し上げたように、肌緩ではございますが、あまりそういった傾向は、現時点では見られ

ないのかなというふうには思います。ただ、それはやってみないと分からないところもございまして、何とも申し上げられませんが、可能かどうかと問われれば、それは可能かと考えます。

○長井まさのり委員 仮に今この陳情が採択されるようなことがもしあれば、そうしたアンケートというのは、やはり検討していかなければいけないと思います。これは意見として。

○工藤てつや委員長 御意見として。

○ぬかが和子委員 この陳情はどういう団体から出されているか、改めて確認させていただきます。

○工藤てつや委員長 事務局どうですか。

○区議会事務局長 団体名としては、向こうが言ったパワハラから職員を守る東京都民の会という会というところは確認取れております。以上でございます。

○ぬかが和子委員 パワハラから職員を守る都民の会ということですが、全国的にこのパワハラから職員を守る都道府県民の会連絡会というのがあって、そして、全国で同様の自治体に陳情等々が出されているということを知りました。

このパワハラから職員を守る都道府県民の会連絡会の事務局長という方は、旧統一教会・世界平和統一家庭連合所属の方で、それはホームページでも出てきます。反社会的行為を組織的に行ってきた統一教会は、オウム真理教などに次いで歴史上3番目の、現時点では解散命令が確定はしていないけれども出されている団体だということで、正体を隠した活動が特徴で、その正体を隠しての活動の一環がパワハラから職員を守る都道府県民の会連絡会だというふうに思うのですよね。だからこの関連のニュース記事というのは、旧統一教会・世界平和統一家庭連合の機関紙、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

厳密に言うとは機関紙ではないかもしれないけれども、機関紙だと言われている世界日報にまず掲載されるという経緯があるというのも認識をしています。

ここで、質問なのですけれども、例えばオウム真理教、アレフが関連団体をつくり、議会に陳情が上がった場合に、これは審議することになるのでしょうか。

○区議会事務局次長 内容で判断することになると思いますので、提出された団体がどこかということでは、判断はしないことになるかと思います。

○ぬかが和子委員 最終的には議会が判断する事柄ということの答弁なのかなというふうには思いますけれども、やはり私は、本来正式の議題として、取り上げるべきものではないだろうというふうに考えています。なぜかといえば、やはりその正体を隠して、社会的に大きな影響を与えてきたそういう団体の要望を取り上げるということは、反社会的団体の動きに手を貸すことにもつながるというふうに考えるからです。

そこで、もう1点質問なのですけれども、先ほど若干質問等々もありましたけれども、この陳情の文章の絡みでなののですけれども、同様の議論があった多くの自治体、ここにも幾つかの採択された23区の自治体の例が出ておりますけれども、答弁やコメントの中で、職員の個人が自主的に判断した上で購入していることであり、業務に関わらない個人の契約に係る部分について、踏み込んで調査することについては慎重に考えなければならないと、こういうふうにコメントを多くの自治体の担当部長なりがしているのですけれども、この辺については、足立区はどういう立場なのでしょうか。

○総務部長 私も同様に慎重にしなければいけ

ないところだと考えております。

○ぬかが和子委員 それから同様に、議会事務局としてなのかもしれませんが、この実態を調査するということが憲法で保障された個人の思想・信条の自由、政党の政治活動の自由を根本から侵害して、憲法違反の実態調査を求めるもの、足立区の陳情は、実態調査を求める陳情ではないのだけれども、ほかでは、実態調査を求めるという陳情も出ていた中では、かつて足立区でも同じようなもの、実態調査をしてほしいというのが出ていたということも聞いたのですけれども、やはり職員の思想・信条の部分に踏み込むことになるので、そういったことは行わないとかつて言っていたと思うのですけれども、その原則は今も変わっていないのでしょうか。

○区議会事務局次長 今年3月に実態調査を求める陳情が出されて、それについては、委員会に付託しないということで、各会派の方に参考に配付させていただきました。

今回内容が変わってきたので、今回は付託という形にさせていただきました。

○ぬかが和子委員 それから、例えば採択されて、確かにいろいろ変更はあったという鎌倉市なののですけれども、鎌倉市では、これは、新聞報道などでは、職務の中立性を重視したからこうしたのだということを言って報道されています。

これに対して、実際に鎌倉市長が各政党のことを全部呼んで、それをきちんと吸収した上で市政を進めていくということはよいことだと思うので、その禁止は全くできないことだというふうに答えていて、そのときに、やはり自民党の議員の方でも、職員の自由意思は尊重したい、読むななどとは言っていないという発言もされているというのも聞きました。

- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・ 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・ 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

先ほど申し上げた、やはりそういう思想・信条の部分や、それから、もっと言うと思
想・信条だけの問題ではなくて、いろいろな
ことをきちんと吸収して、市政を進めていく
といった鎌倉市長の言い分というのは、私は
本当そうだなと思うのですけれども、その辺
はどうお考えですか。

○総務部長 思想・信条の面で取っていらっし
やる方とそれから情報収集という面で、それ
を目的に取っていらっしゃる方、いろいろい
ると思いますので、そこのところは、なかな
か実際に踏み込みにくいと思いますが、いろ
いろなお考えがあるところでの購読と考えて
おります。

○工藤てつや委員長 よろしいですか。
他に。

○へんみ圭二委員 私は、ちょっと実態がどう
なのかというのは全く分からないので、やは
りアンケートなどはしていただくと、この陳
情に対する判断ができるかなと思うのです。

港区で職員アンケートを実施していますが、
例えば私が思うに、思想・信条に踏み込んだ
りしないように無記名でアンケートを取った
りということができないのかなということを
思ったりするのですが、港区の場合は、どの
ように職員アンケートを取ったというのは聞
いていますか。

○区議会事務局次長 そこまでは確認できてお
りません。

○へんみ圭二委員 そうすると確認を是非して
いただきたいと思うのですが。

○区議会事務局次長 確認させていただきます。

○工藤てつや委員長 よろしいですか。
他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤てつや委員長 質疑なしと認めます。
それでは、各会派の意見をお願いしたいと

思います。

○伊藤のぶゆき委員 継続で。

○★★ 継続をお願いします。

○ぬかが和子委員 冒頭申し上げた部分に関連
して、私たちは不採択を主張したいと思いま
す。

○へんみ圭二委員 港区の事例を確認してい
たくということもありますし、継続でお願い
します。

○中島こういちろう委員 政党の機関紙を職員
の方が取ること自体が禁止されているわけ
ではないと思います。個人情報の情報収集だっ
たりいろいろな観点でやられる方もいるとい
うふうに思うので、引き続き議論を進めてい
くべき必要があるかなと思うので、継続で願
いします。

○土屋のりこ委員 会派の中でもう少し議論し
たいと思います。個人的に不採択かなとい
う意見は持っていますが、もうちょっと今回調
査されるといったあたりのことも聞いてみた
いので、今回は継続ということで。

○工藤てつや委員長 これより採決をいたしま
す。

本件は、継続審査とすることに賛成の方の
挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○工藤てつや委員長 挙手多数であります。よ
って、継続審査と決定いたしました。

————— ◇ —————

○工藤てつや委員長 次に、その他に移りたいと
思います。

皆さんの方から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤てつや委員長 なしと認めます。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午前10時29分閉会

速 報 版